

## 下関市優良工事事業者表彰推薦入札実施要領（試行）

（目的）

第1条 この要領は、下関市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）において、工事を施工した市内事業者（下関市内に本店がある事業者）を下関市優良工事事業者表彰の表彰対象事業者（以下「表彰対象事業者」という。）として推薦する入札（以下「優良工事事業者表彰推薦入札」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事の選定）

第2条 優良工事事業者表彰推薦入札で発注する工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事のうちから契約事務専門監が選定する。

- （1）災害復旧に関する工事
- （2）施工困難な工事
- （3）2回連続で不調・不落になった工事
- （4）その他契約事務専門監が指定する工事

2 契約事務専門監は、必要に応じて、工事担当課長の意見を聴き、対象工事を選定する。

（入札参加事業者）

第3条 優良工事事業者表彰推薦入札に参加できる事業者の参加条件は、その都度、定める。

（表彰対象事業者推薦欠格事項）

第4条 対象工事を受注した事業者の当該工事に関する完成検査成績評定点が、65点未満の場合は、この要領に基づく表彰対象事業者として推薦しない。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、優良工事事業者表彰推薦入札の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。